

## 自己点検事項

### ◇ 精神病棟入院基本料

7対1、10対1又は13対1以外の区分を届出している。

(1)7対1(特定機能病院の精神病棟のみ)又は10対1を届出している病棟にあっては、直近3か月の新規入院患者のうちGAF尺度による判定が30以下の患者が5割以上である。 ( 適 ・ 否 )

(2)13対1を届出している病棟にあっては、直近3か月の新規入院患者のうちGAF尺度による判定が30以下である患者又は身体合併症を有する患者(精神科身体合併症管理加算の対象患者)が4割以上である。 ( 適 ・ 否 )

(3)13対1を届出している病棟にあっては、身体合併症を有する患者の治療が行えるよう、必要に応じて、当該保険医療機関の精神科医師以外の医師が治療を行う体制を確保している。 ( 適 ・ 否 )

### 【重度認知症加算】

当該加算を届け出ていない。

重度認知症加算を算定している病棟にあっては、1日に看護を行う看護職員の数は常時、当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である。 ( 適 ・ 否 )

※ 該当患者は重度認知症の状態であり、日常生活を送るうえで介助が必要な状態である。

### 【精神保健福祉士配置加算】

当該加算を届け出ていない。

(1)専従の常勤精神保健福祉士を1名以上配置している。 ( 適 ・ 否 )

(2)保険医療機関内に退院支援部署を設置し、当該部署に専従の常勤精神保健福祉士を1名以上配置している。 ( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等

書類

点検に必要な書類等

・新規入院患者のうち、GAF尺度による判定が30以下の患者又は精神科身体合併症管理

加算の対象患者が占める割合の算出根拠となる書類

点検に必要な書類等

・様式9、勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌

点検に必要な書類等

・病棟管理日誌

点検に必要な書類等

・病棟及び退院支援部署に配置している精神保健福祉士の出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名

(3)措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で入院となった者を除いた入院患者のうち、9割

以上が入院日から起算して1年以内に退院し、自宅等へ移行している。 ( 適・否 )

※ 当該病棟に専従する精神保健福祉士と退院支援部署に専従する精神保健福祉士は兼任できない。

※ 「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム(以下「精神障害者施設」という。)へ移行することである。

なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。

また、退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。

点検に必要な書類等

・1年前から起算して過去6月間の当該病棟への延べ入院患者数(措置入院、鑑定入院及び医療観察法入院で入院となった患者を除く)のうち、入院日から起算して1年以内に退院し、自宅等へ移行した患者数が占める割合の算出根拠となる書類

医療機関コード

保険医療機関名